愛知県社会福祉施設職員慰労金（介護・障害福祉サービス等）及び

愛知県介護・障害福祉サービス確保対策事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　愛知県社会福祉施設職員慰労金（介護・障害福祉サービス等）及び愛知県介護・障害福祉サービス確保対策事業費補助金は、高齢者・障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための経費等に対して、予算の範囲内において事業者に支援を行うものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業者等）

第２条　補助の対象となる事業者等は、以下の要件を満たす者とする。

1. 愛知県社会福祉施設職員慰労金（介護）

　　　　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知の別紙）３（２）アに規定された支援対象者が勤務していた事業所等

（２）愛知県社会福祉施設職員慰労金（障害福祉サービス等）

　　　　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）３（４）①に規定された支給対象者が勤務していた事業所等

（３）愛知県介護・障害福祉サービス確保対策事業費補助金

1. 愛知県介護サービス確保対策事業費補助金

ア　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和

2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知の別紙）３（１）①ア

に規定された事業所

イ　「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービ

ス継続支援事業実施要綱」（令和2年５月15日老発0515第1号厚生労働省老

健局長通知の別紙）３（１）に規定された事業所

1. 愛知県障害福祉サービス確保対策事業費補助金

ア　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和

2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

の別紙）３（１）①に規定された事業所

イ　「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令

和2年５月29日障発0529第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

通知）３に規定された事業所

（４）（１）から（３）の要件を満たすとともに、愛知県内に所在する事業所であること。ただし、（３）①イ及び②イについては、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市に所在する事業所を除く。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象事業者が実施した次の事業とする。

（１）愛知県社会福祉施設職員慰労金（介護）

　　　　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知の別紙）３（２）に規定された事業

（２）愛知県社会福祉施設職員慰労金（障害福祉サービス等）

　　　　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）３（４）に規定された事業

（３）愛知県介護・障害福祉サービス確保対策事業費補助金

　　①　愛知県介護サービス確保対策事業費補助金

ア　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和

2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知の別紙）３（１）①、

（３）に規定された事業

イ　「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービ

ス継続支援事業実施要綱」（令和2年5月15日老発0515第1号厚生労働省老

健局長通知の別紙）３（１）、（２）に規定された事業

　　②　愛知県障害福祉サービス確保対策事業費補助金

ア　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（第2

号令和2年6月25日障発0625厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通

知の別紙）３（１）、（３）に規定された事業

イ　「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令

和2年5月29日障発0529第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

通知の別紙）３（１）、（２）に規定された事業

（補助対象経費）

第４条　この補助金は、補助事業の実施に必要な経費のうち、以下に該当する経費であって、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して交付する。

1. 愛知県社会福祉施設職員慰労金（介護）

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知の別紙）３（２）イに掲げる慰労金及び支給に要する役務費（手数料）

（２）愛知県社会福祉施設職員慰労金（障害福祉サービス等）

　　　　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）３（４）②に掲げる慰労金及び支給に要する役務費（手数料）

（３）愛知県介護・障害福祉サービス確保対策事業費補助金

　　①　愛知県介護サービス確保対策事業費補助金

　　　ア　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和　2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知の別紙）３（１）ウに掲げるかかり増し経費並びに（３）①に掲げる利用者の再開支援に要する旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費及び②ウに掲げる環境整備に要する役務費、使用料及び賃借料、需用費、備品購入費

　　　イ　「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和2年5月15日老発0515第1号厚生労働省老健局長通知の別紙）３（１）及び（２）に掲げる経費

　　②　愛知県障害福祉サービス確保対策事業費補助金

ア　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和

2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通

知）３（１）③に掲げるかかり増し経費並びに（３）①に掲げる利用者の再開

支援に要する旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費

及び②に掲げる環境整備に要する役務費、使用料及び賃借料、需用費、備品購

入費

　　　イ　「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令

和2年5月29日障発0529第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

通知）３（１）及び（２）に掲げる経費

（補助金の額）

第５条　この補助金の交付額は、事業所等ごとに前条に定める対象経費の実支出額と、次の各号の規定により算出した額のうち少ない方の額とする。

（１）愛知県社会福祉施設職員慰労金（介護）

　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知の別紙）３（２）イに定める支援額及び支援対象者１人あたり110円の振込手数料

（２）愛知県社会福祉施設職員慰労金（障害福祉サービス等）

　　　　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）３（４）②に定める支援額及び支給対象者１人あたり110円の振込手数料

（３）愛知県介護・障害福祉サービス確保対策事業費補助金

　　①　愛知県介護サービス確保対策事業費補助金

ア　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和

2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知の別紙）３（１）エ並

びに（３）①ウ及び②エに定める額

　　　イ　「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービ

ス継続支援事業実施要綱」（令和2年5月15日老発0515第1号厚生労働省老

健局長通知の別紙）３の別添に定める額

　　②　愛知県障害福祉サービス確保対策事業費補助金

ア　「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和

2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

の別紙）３（１）④、（３）①及び②に定める額

　　　イ　「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令

和2年5月29日障発0529第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

通知の別紙）３の別添に定める額

２　前項で規定する補助金額算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合は、　これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式１から１０による補助金交付申請書を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

　　なお、愛知県社会福祉施設職員慰労金の交付申請にあたっては、原則として、支給対象者は補助対象事業者に代理受領委任状（様式１１、１２）を提出し、補助対象事業者が受給希望者を取りまとめた上で申請するものとする。

（交付の条件）

第７条　補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 各事業計画の各事業区分の範囲を超えて補助金の配分を調整する場合は、知事

の承認を受けなければならない。

1. 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなけ

ればならない。

1. 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければな

らない。

1. 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
2. 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30 万円以

上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化令」という。）第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

1. 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収

入の全部又は一部を愛知県に納付させることがある。

1. 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業

完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

1. 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、別紙様式１３により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を愛知県に返還しなければならない。

1. 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請の取下げ）

第８条　規則第７条第１項の規定により申請の取り下げをすることができる期間は、交付の決定を受理した日から10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第９条　第２条（１）及び（２）に定める補助対象事業者は、別紙様式１４及び１５による実績報告書を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

２　第２条（３）に定める補助対象事業者の実績報告は、第６条に定める申請書をもっ

て代えるものとする。

（補助金の交付）

第10条　この補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することがある。

（補助金の返還）

第11条　第７条に定める期間を経過する前に、事業所を休止又は廃止し、老人福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律または児童福祉法の規定により、改善命令、事業の制限又は停止命令、認可の取消し、指定の取消しまたは指定の全部若しくは一部の効力の停止を受けたときは、補助事業により取得した財産の残存価格の全部又は一部を県に納付させることがある。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

　この要綱は、令和２年７月１０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

　ただし、第２条（３）①イ、第３条（３）①イ、第４条（３）①イ及び第５条（３）①イの規定は、令和２年４月３０日から適用する。